



資産運用立国の実現に向けて

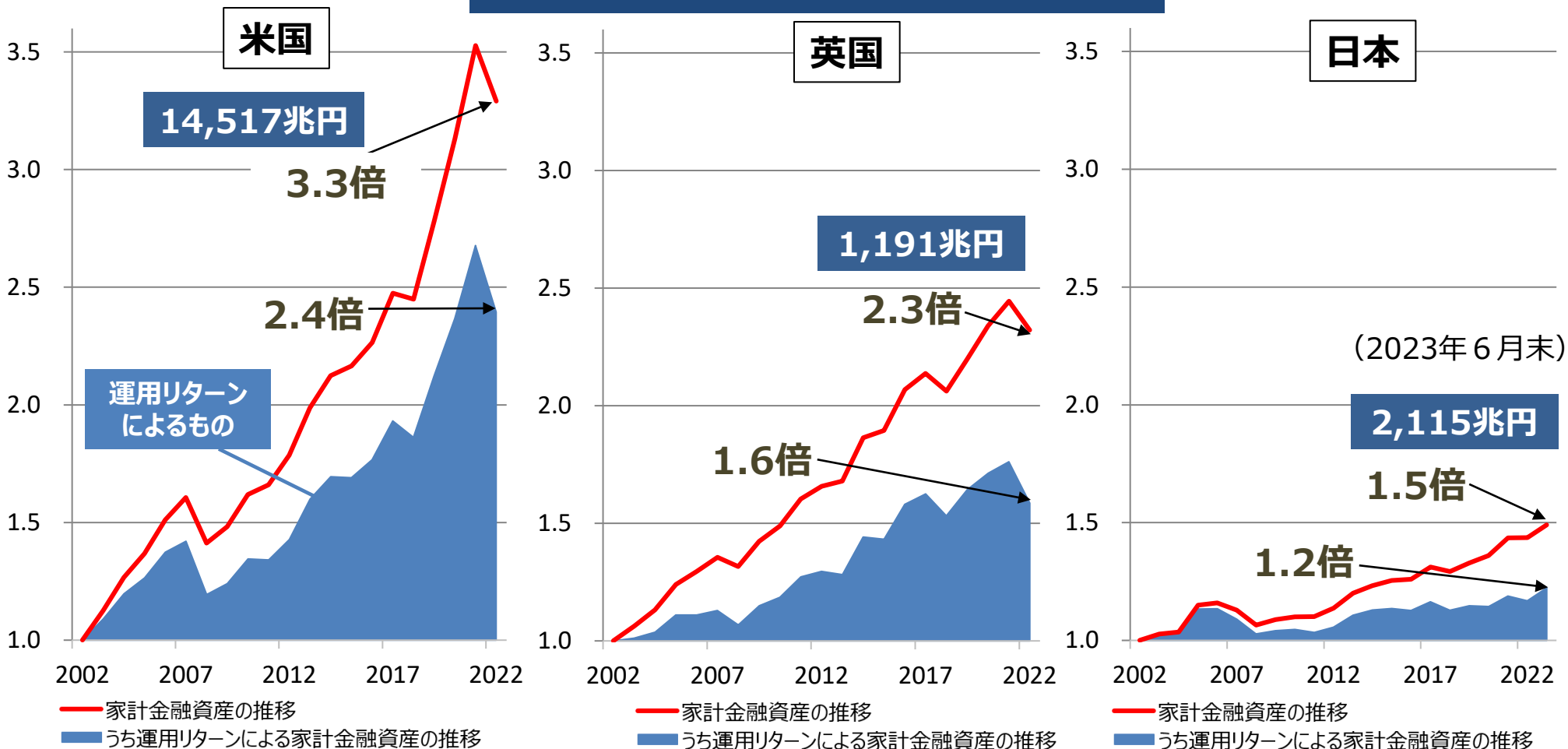
資産運用業大会

2023年11月1日(水) 金融庁長官 栗田 照久

1. 家計金融資産の概況①

■ 2002年から2022年末までを見ると、米国・英国ではそれぞれ家計金融資産(現金・預金、債券、株式等)が3.3倍、2.3倍へと伸びているが、日本では本年6月までを見ても1.5倍の増加に留まっている。

各国の家計金融資産の推移



(出所) FRB、BOE、日本銀行の統計資料より金融庁作成

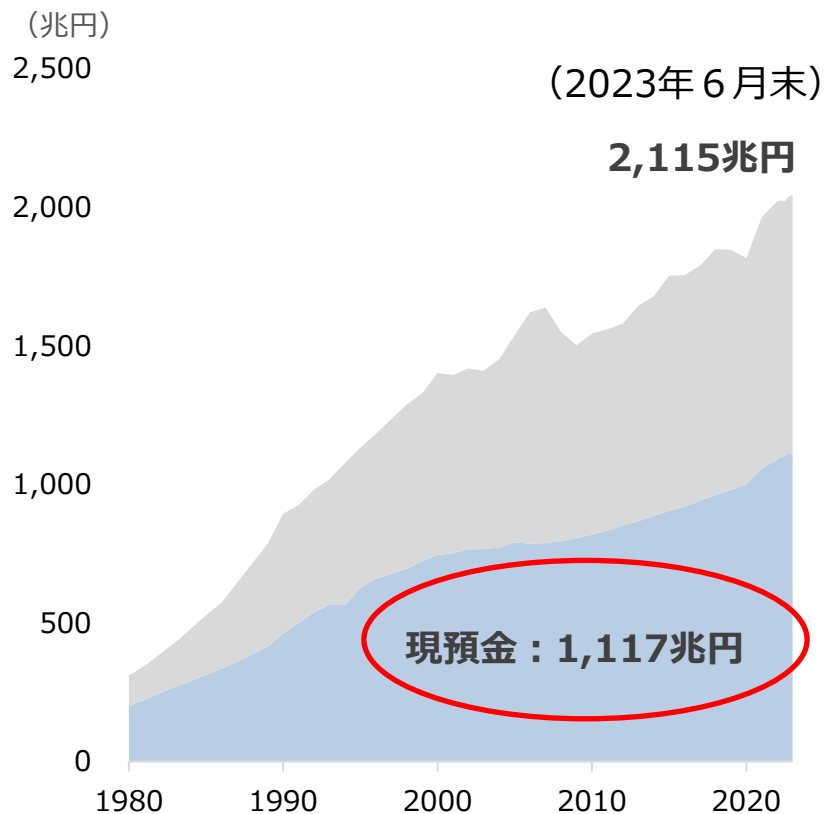
(注) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出してあり、利子や配当の受取りを含まない。

(注) 22年末時点の値。米国、英国については、22年12月末の為替レートにて換算(1ドル=131.12円、1ポンド=158.47円)

2. 家計金融資産の概況②

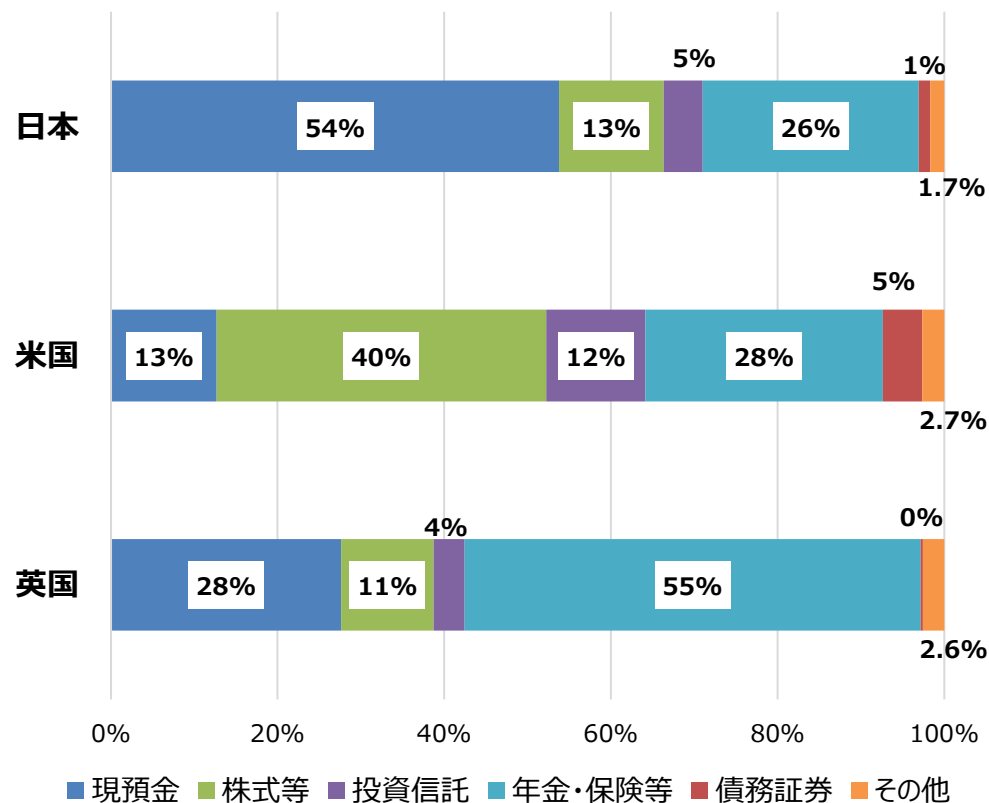
- 日本では、家計金融資産に占める現預金の割合が大きい。資産運用業の改革、新規参入と競争の促進により、更なる資産運用の伸長の余地がある。

家計金融資産と現預金の推移



(出所) 日本銀行の統計資料より金融庁作成。

家計金融資産ポートフォリオの各国比較

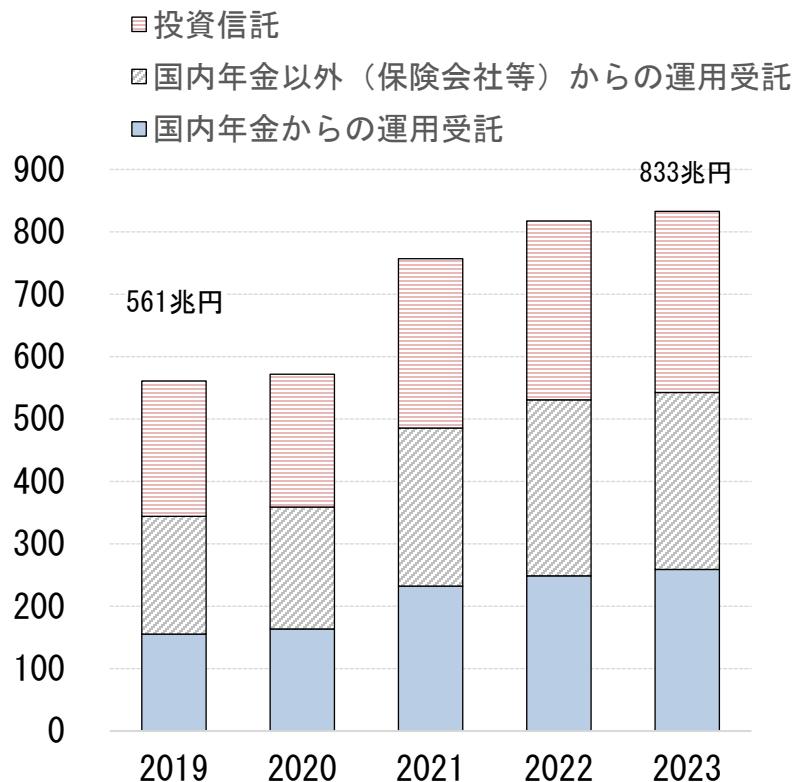


(出所) 日本銀行、FRB、ONSの統計資料より金融庁作成
 (注) 2023年3月末時点の数値。

3. 日本における資産運用ビジネスの概況

- 日本における資産運用セクターが運用する資金は、直近で約800兆円であり、増加傾向。
- 経済規模に占める資産運用残高の割合は、英、仏よりも低い。日本において資産運用ビジネスは更なる拡大の余地がある。

日本の資産運用会社の運用受託額（グロス）



（出所）日本投資顧問業協会、投資信託協会の統計資料を基に金融庁にて作成。

（注）数値は、各年の3月末の残高。一部に重複計上あり。

各国の資産運用残高とGDPの比率

	運用資産（兆ドル）	GDP（兆ドル）	運用資産／GDP
アメリカ	50.0	23.3	2.2
イギリス	13.5	3.1	4.4
日本	7.2	5.0	1.4
フランス	5.7	3.0	1.9
香港	4.6	0.4	11.5
ドイツ	4.0	4.3	0.9
シンガポール	4.0	0.4	10.0

（出所）The Investment Association ” INVESTMENT MANAGEMENT IN THE UK 2021-2022”、香港証券先物委員会（SFC）、シンガポール金融管理局（MAS）、IMF “World Economic Outlook” より金融庁作成

（注）投資信託と投資一任を合算した残高。2021年12月末時点の数値（為替レートも2021年12月31日時点）。

4. 資産運用立国の考え方

- 新しい資本主義の下、(家計の資金を成長投資に繋げ、その恩恵を家計に及ぼす)成長と分配の好循環を実現していくことが重要。
- このため、NISAの抜本的拡充・恒久化、コーポレートガバナンス改革に続き、資産運用業とアセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進等を内容とする資産運用立国に関する政策プランを年内に策定する。

資産運用立国に関する政策プラン

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

資産所得倍増プラン

販売会社(銀行・証券)、アドバイザーによる
顧客本位の業務運営

コーポレートガバナンス改革アクションプログラム

金融・資本市場の機能の向上、
企業の持続的な成長

家計におけるNISAの抜本的拡充・恒久化、
金融リテラシーの向上

5. 資産運用業の改革

- 成長と分配の好循環を実現していく上で、機関投資家として家計金融資産等の運用を担う資産運用業に期待される役割は大きい。一方で、運用力やガバナンス等の課題も指摘されている。
- 資産運用業の改革に向け、以下などの取組について検討していく。

(取組項目)

資産運用力の向上や
ガバナンス改善・体制強化

運用対象の多様化

スチュワードシップ活動の
実質化

(考えられる施策案の例)

① 大手金融グループによる資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表について検討

※ グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ、専門性の向上や運用人材の確保等の観点を含む。

② スタートアップ投資等のオルタナティブ投資やサステナブル投資の活性化を含め、運用対象の多様化を推進するために必要な環境整備について検討

③ PBR等の評価も踏まえた収益性・成長性や人的資本を含むサステナビリティを意識した経営と開示の促進について検討

④ 資産運用業と企業との対話の促進等のための大量保有報告制度・公開買付制度の見直しについて検討

6. 資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進

- 我が国の資産運用会社数の近年の推移を見ると、その数は殆ど変わっておらず、新規参入は限定的。
- 新規参入と競争の促進に向け、以下などの取組について検討していく。

(取組項目)

日本独自のビジネス慣行や
参入障壁の是正

(考えられる施策案の例)

- ① 投資信託の基準価額に関する**二重計算の是正**や**システムベンダー間の不十分な競争の是正**について検討

※ 資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投信の基準価額を計算し、毎日照合するという日本独自の慣習が存在。欧米では、信託銀行や専門業者が担うケースが多い。
また、投信の委託会社（資産運用会社）と販売会社を繋ぐネットワークインフラである「公販ネットワーク」は、少数のシステムベンダーによって各々の仕様により運営され、互換性欠如から情報交換に手作業や複数端末が必要な場合がある。

新規参入支援の拡充等

- ② **バックオフィス業務のアウトソーシング**をより円滑にする**規制緩和**について検討
- ③ **新興運用業者にとって課題である運用資金獲得を支援するためのプログラム**（**日本版EMP**：Emerging Manager Program）について検討

- ④ （英語のみで行政対応が完結するよう規制改革し、ビジネス環境や生活環境を重点的に整備する）**資産運用特区**について検討
- ⑤ **拠点開設サポートオフィス**や**金融創業支援ネットワーク事業**の拡充について検討

7. その他

- そのほか、以下の取組について検討していく。

(取組項目)

対外情報発信・
コミュニケーション

家計における資産形成の促進

(考えられる施策案の例)

- ① 日米の資産運用会社やアセットオーナーの参加を得て、資産運用セクターの発展のための調査・提言を行う**日米を基軸とした官民のフォーラム**について検討
- ② (資産所得倍増プランの実施のほか) NISAの拡充を踏まえ、積立投資の促進に資する取組について検討。